

1 下水道法に基づく届出(公共下水道使用開始届)

届出書の種類	届出を要する場合	届出の内容
公共下水道使用開始(変更)届出書	○排除する汚水の量が、最も多い日で50立方メートル以上ある事業場等、または汚水の水質が下水道排除基準に1項目でも適合しないおそれがあり、除害施設を必要とする事業場等が公共下水道を使用する場合、及び届出内容を変更する場合	(1)汚水の量 (2)汚水の水質 (3)使用開始の時期 (4)除害施設が必要なときはその概要
公共下水道使用開始届出書	○上欄の要件を満たさない特定事業場が公共下水道を使用する場合	(1)使用開始の時期

2 下水道法に基づく届出(特定施設に関する届出)

届出書の種類	届出を要する場合 《届出の提出期限》	届出の内容
特定施設設置届出書	○公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合 《設置の60日前まで》	(1)(個人の場合)名前及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の名前
特定施設使用届出書	○公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 《特定施設になった日から30日以内》 ○既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合 《公共下水道を使用することになった日から30日以内》	(2)工場または事業場の名称及び所在地 (3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用方法 (6)特定施設から排出される汚水の処理方法 (7)公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
特定施設の構造等変更届出書	○届出内容のうち(4)、(5)、(6)または(7)のいずれかを変更しようとする場合 《設置の60日前までに提出》	変更しようとする事項

氏名変更等届出書	○届出の内容のうち、(1)または(2)のいずれかを変更したとき、または特定施設の使用を廃止した場合 《変更または廃止した日から30日以内》	変更した事項
特定施設使用廃止届出書		廃止した特定施設
承継届出書	○届出者の地位を承継した場合 《承継した日から30日以内》	承継の原因(譲り受け、借用、相続、合併、分割)

3 福山市下水道条例に基づく届出・その他(除害施設)

届出書の種類	届出を要する場合 《届出の提出期限》	届出の内容
除害施設設置届出書	○除害施設を新設、増設、改築または除害施設の使用方法の変更を行う場合 《あらかじめ提出》	(1)(個人の場合)名前及び住所(法人の場合)名称、住所及び代表者の名前 (2)工場または事業場の名称及び所在地 (3)工場または事業場の概要 (4)汚水排出施設の構造及び使用方法 (5)除害施設の構造及び使用方法 (6)汚水の処理方法 (7)公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統
除害施設管理責任者選任	○除害施設を設置したときまたは管理責任者の変更があった場合 《選任した日から14日以内》	(1)管理責任者の名前、役職、連絡方法 (2)管理責任者の資格区分
除害施設管理責任者認定申請書		(1)管理責任者の名前、役職、連絡方法 (2)管理責任者の職歴 (3)申請理由

<p>実施制限期間短縮申請書</p>	<p>○特定施設の設置または構造等の変更に際し、この届出に係る工事等の届出が受理された日から 60 日以内に着工したい場合</p>	<p>(1)工事着工希望期日 (2)着工しなければならない理由</p>
<p>排水管理報告書</p>	<p>○報告の要請があった場合</p>	<p>報告書内該当項目</p>